

船舶事故調査報告書

平成31年4月17日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年8月4日 20時56分ごろ
発生場所	阪神港神戸第4区 神戸灯台から真方位160° 1,300m付近 (概位 北緯34°38.2′ 東経135°10.4′)
事故の概要	ヨットイマジン及び船種船名不詳の船舶は、共に西進中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成30年8月30日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A ヨット イマジン、5.8トン 260-44835兵庫、個人所有 B 船種船名不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 不明
負傷者	A 軽傷 1人（船長A） B 不明
損傷	A 舵輪等に破損 B 不明
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、知人8人を乗せ、花火大会の観覧を終えた後、法定灯火を表示して西進していた。 A船は、船長Aが、右舷船尾方100m付近にB船の红灯を認め、B船が自船よりも速い速力で西進しているように見えたので、B船が自船の右舷方を追い越して行くと思い、航行を続けたところ、B船が至近に接近していることに気付いたが、どうすることもできず、B船と衝突した。 船長Aは、左腕に擦過傷を負った。 B船は、航行中、A船と衝突したが、航行を続けた。
分析	A船は、西進中、船長Aが、右舷船尾方にB船を認めていたものの、B船が自船の右舷方を追い越して行くと思い、船尾方の見張りを適切に行わずに航行を続けたことから、A船に接近する状態で航行しているB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、西進中、A船と衝突したものと考えられるが、B船が特定されていないことから、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。

原因	本事故は、夜間、A船及びB船が共に西進中、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・操船中は、予断を持たず、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。